

平成30年度 第3回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 平成30年6月8日(金) 午後1時30分から午後2時55分

2 開催場所 倉吉市役所 3階 第2会議室

3 出席委員 (27人)

会長 3番 山脇 優 委員

農業委員

1番	谷本貴美雄	委員	2番	徳田和幸	委員	4番	松本幸男	委員
6番	室山恵美	委員	7番	林 修二	委員	8番	美田俊一	委員
9番	藤井由美子	委員	10番	河本良一	委員	11番	鐵本達夫	委員
12番	筏津純一	委員	13番	數馬 豊	委員	14番	金信正明	委員
15番	福井章人	委員	16番	西谷美智雄	委員	17番	原田明宏	委員
18番	山本淑恵	委員	19番	吉村年明	委員			

農地利用最適化推進委員

高見美幸	委員	涌嶋博文	委員	塚根正幸	委員	田倉恭一	委員
西谷昭良	委員	小谷俊一	委員	山下賢一	委員	小谷義則	委員
影山卓司	委員						

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第19号 農用地利用集積計画の決定について

議案第20号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議案第21号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について

議案第22号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 森石 学

主幹 石賀 康一

主任 隅 陽介

7 会議の概要

(1) 開 会

事務局長

只今から、平成30年度第3回農業委員会会議を開会いたします。はじめに山協会長にごあいさつをお願いいたします。

(2) 会長あいさつ

会 長

皆さん、こんにちは。梅雨に入りまして、雨がぼとぼと降っておりますけども、田植えもまだまだの農家は多いんでないかなと思っております。今日も午前中、小鴨から北谷までですけど、ずっとまわってみますと、まだ田植えが済んでないところがかなりあるように見受けられました。先般、東京で全国農業委員会会長大会がございまして、資料を皆さんの手元にお配りしておりますので、中を見ていただければと思っております。今回は国会中だったものですから、衆議院、参議院の議員の方は、二十何人でしたかね。とにかく、ステージに椅子が置いてありまして、出たり入ったり。紹介があって、手を挙げて、例えば、石川県ですー！って手を挙げて、みんなが代議士の出身地の各県の名前を言って、終わったらすぐたたと帰って、また次が入ってきて紹介を受けるというような形で、中には、紹介者の名前を呼んでも誰もおらんってのも何人かあって、みんながぶつぶつ言っとった。てなことで、農林水産大臣も副大臣が来て祝辞を述べたぐらいでございまして、ちょうど国会中だったものでそのような大会でございました。文京シビックホールというところで800人ぐらい全国から集まっております。それぞれの農業委員会からの事例報告もここに載っておりますので、ご覧いただければと思っております。長崎県とか栃木県、そういうところが載っておりますので、また、これからの取り組みについての勉強になるかなと思っております。最後に、大会決議を、今までは岡山県の農業会議の会長の片山虎之助さんが音頭を取ってやりよったですけど、国会中だったもので、副会長の方が今回は。ちょっと声が細くて、迫力は片山さんに比べりゃなかったですけど、最後に「頑張ろう」を3回やって閉会したということでございます。その後、鳥取県の各会長、東部、中部、西部に分かれまして、中部の会長は石破代議士のところに、ちょうど本人もおられまして、20分間でしたけど、衆議院会館の石破代議士のお部屋で要請活動を行ってまいりました。東部が舞立議員、西部が赤沢代議士ということで、それぞれが手分けをして、そういうことで、今回の大会は終わりました、次は11月末に、こんどは全国農業委員会会長会の代表者会議ということで、県下全員ではございませんけども、中部の場合は全員行きますけど、東部、西部は数名に限られまして代表者が東京で会長代表者会議に出ることになっております。そういうことで、2日間の日程が終わって帰ったわけでございます。そして、先般もいろいろ話した中で、最適化推進委員のことにつきましてもいろいろ話がございましたけれども、倉吉の場合はこうやって、農業委員と委員の皆さんと一緒に定例会にも参加、会議にも出席していただいております、意見も述べていただいておりますというのが現状でございます。ただ、承認のそこについては議決権がございませんので、意見は十分に述べていただきたいと思いますので、今後ともよろしく願いをいたします。そういうこともちょっとこないだの大会でもございまして、付け加えて報告しておきます。以上でございます。

※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条によりまして、会長が議長となり会議を進行していただきます。山協会長、よろしくお願いいたします。

(3) 議事録署名人の決定

議長 それでは、本日の議事録署名人でございますが、指名させていただいてよろしいでしょうか。

(はいの声)

議長 異議なしということでございますので、9番 藤井委員、10番 河本委員にお願いをいたします。

※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議長 欠席届は出ておりません。

(4) 連絡・報告事項

議長 続きまして、連絡報告事項でございます。

事務局 別添の平成30年度第3回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項を報告いたします。(以下事務局説明)

議長 それでは、続きまして、農家相談会の件につきまして。金信委員、筏津委員が担当されました。報告をお願いします。筏津委員。

12番 12番 筏津が報告します。資料はお手元に配ってあると思いますので、よろしくお願いいたします。当日、金信さんと当たりまして、用件は、現在、〇〇でトウモロコシを作っておりますが、4月から9月までなので、9月以降は作れないので、どっかその時に作れる土地があれば探してほしいということで参られました。以前にも来ておられましたが、その時は明高ぐらいしかなかったもので、明高と〇〇と同じような高さになりますのでできんし、どっか平地であればという話がありましたんで、現在はそういうところがないので、あれば知らせてほしい。本人さんには、そういう土地があれば連絡するよということで答えました。書いてありますように、現在、〇〇で7haのトウモロコシを作ってますけど、一町ほど平地で作りたいと。冬場に。そういう話でしたので、そういう所があれば皆さんで探してもらえればと思いますんで、よろしくお願いいたします。以上です。

議長 ありがとうございます。皆さんの手元に資料が配ってありますので、只今、筏津委員から報告があったとおりでございます。もしも心当たりの畑等がありましたら、事務局に報告していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

(5) 議 事

議 長 続きます、(5) 議事に入ります。本日の議案につきまして、事務局より説明がございます。

事務局 本日の議事について説明をさせていただきます。議案をご覧ください。
まず、議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請についてということで、2ページ、3ページのとおり、5件、合計15筆の所有権移転の申請となっております。
続きます、議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請について。議案の5ページでございます。1件の申請が出ております。
議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請については、7ページのとおり、こちらも1件の申請が出ております。
議案第19号 農用地利用集積計画の決定については、10ページから26ページまでのとおり、48件の利用権設定の申出が出ています。
議案第20号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定については、31ページのとおり、1件の申請が出ております。
続きます、議案第21号 倉吉農業振興地域整備計画の変更については、33ページからのとおり2件の協議が出ております。
最後に、議案第22号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定についてということで、48ページのとおり変更の提案をさせていただきますので、ご審議をよろしく申し上げます。
以上でございます。

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 それでは、議事に入ります。議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(なしの声)

議 長 ないようですので承認といたします。

議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請について

議 長 続きます、議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請についてお諮りいたします。本件につきましては本日午前11時00分より、当番委員であります、谷本委員・涌嶋委員・藤井代理・森石局長・隅主任と私の6名で行っておりますので、谷本委員より報告をお願いいたします。

1 番 1番 谷本です。報告いたします。会長からありましたメンバーで現地を確認してまいりました。何の問題もないと判断しましたのでご報告します。なお、一回工事してあるような跡があったんですけど、畑に戻してあるということでございます。以上です。

議 長 只今、報告がございました。皆さんで何かご質問等ございますでしょうか。

(なしの声)

議 長 異議ないようでございますので、議案第17号につきましては承認といたします。

議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 続いて、議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございますが、本件につきましても、先程と同様に現地の調査に行っておりますので、続いて谷本委員より報告をお願いいたします。

1 番 1番 谷本です。ご報告します。同メンバーで現地の確認をいたしました。何ら問題ないと確認いたしましたので、ご報告いたします。

議 長 只今、報告がございました。問題なしということでございます。皆さんのご質問・ご意見ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、議案第18号につきましては承認といたします。

議案第19号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 続きまして、議案第19号 農用地利用集積計画の決定について。この件につきましても、該当委員がございまして、該当委員にかかる案件を先に審議させていただいてもよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長 異議なしということでございますので、それでは、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、該当委員の退席を求めます。24ページの番号42番は、西谷昭良推進委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(西谷昭良推進委員 退席)

議 長 事務局、説明を。

事務局 24ページ番号42番でございます。土地の所在地は〇〇〇〇〇の1筆400㎡でございます。譲受人・渡人等は記載のとおりでございます。3年間の賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今、説明がございました。ご質問・ご意見ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので承認といたしますので、西谷委員の入場を求めます。

(西谷昭良推進委員 入場・着席)

議 長 西谷委員へ、只今の案件につきましては承認となりましたのでご報告いたします。では、その他の項について。

事務局 10ページでございます。利用権設定各筆明細等集計表につきましては、田、畑、樹園地の合計が152,373㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては10ページから26ページまでの記載のとおりでございます。

利用権設定を受ける者の農業経営の状況等につきましては、27ページから29ページまで記載しております。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 全体につきましてはのご質問ございませんか。

2番 2番 徳田です。43番の、受人が〇〇〇の〇〇〇〇さん。どがな人かなと。

事務局 新規就農で、ニンジンとかそういったものを熱心にやっとなられる方でございます。

議 長 わかりましたか。他にございませんか。ないようでしたら、只今の19号につきましては承認といたします。

議案第20号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議 長 続きまして、議案第20号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定についてでございますが、皆さんに審議してもらう前に、先程と同じように、該当委員があります。西谷昭良推進委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(西谷昭良推進委員 退席)

議 長 これも現地の調査に行っておりますので、谷本委員より報告をお願いいたします。

1番 1番 谷本が報告します。同メンバーで現地を確認に行っていました。地図にありますように、道路と道路の間のわずかな400㎡、4畝の田んぼで

ざいます。上も畦畔高いですし、下も畦畔高いですし、これをきれいに耕耘して草を刈ると大変だなと、実は現地を見て、これをちゃんとしてやるってのはいいことだなというような思いをしたわけでございますけれども、ちっさい木も田んぼの中に生えておりますし、畦畔等の草は全部刈ってないということで、金額的に言いますと、10aあたり3万円が妥当でないかという判断をいたしましたので、報告いたします。

議長 只今、報告がございました。この件につきましては3万円が妥当ではないかということで報告がございました。皆様のご質問・ご意見をお受けいたします。はい、徳田委員。

2番 2番 徳田です。これ、利用権設定のところにもあるんですけど、〇〇〇さんの分を4畝を借りて耕作、遊休地ということで出ておりますけど、〇〇さんが持っておられる自作地経営面積の面積は約4反。他は貸し付けをされておられるのはわかるわけですが、この4畝は今まで作っておられる中での遊休地ということでしょうか。

議長 担当地区の委員が山本委員ですので。説明してください。

18番 18番 山本です。この田んぼに関しては、〇〇さんが一括して〇〇さんに農地を借りていただくことで、契約されたんです。その中にこの田んぼがあったわけです。なんか確認できんかって、荒れとって、そんで、農林課からここもあるでってことで、追加の認定になったです。で、荒れてるんでどうかなと思って今回出させていただきました。借りていただいてありがたいと思っております。

議長 去年、西谷昭良委員が、〇〇さんが病気でもう農業できないということで、実際に地元に住んでおられんし、それで、山本委員と担当地区の委員があっせんをして〇〇〇〇に見てもらって、じゃあ私が全部作ってあげるよということの中の一つだったんです。それが落ちとったってことです。それが遊休農地になっとったと。そういうことです。他にございませんか。よろしいですか。

(はいの声)

議長 それでは、承認いたしますので、西谷委員の入場を求めます。

(西谷昭良推進委員 入場・着席)

議長 西谷推進委員へ報告いたします。只今の案件につきまして、400㎡の水田でございますが、現地を見た限りで、両サイドも1m以上のカヤとか草が生えとるし大変だと。水田の中も草が生えとるし、10aあたり3万円ということで決定いたしましたので、報告いたします。

議案第21号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について

議長 続きます、議案第21号 倉吉農業振興地域整備計画の変更についてでございますので説明します。

事務局 それでは、議案第21号 倉吉農業振興地域整備計画の変更についてご説明をさせていただきます。33ページをご覧くださいと思います。今回、2件の変更協議が出ております。まず、協議番号 倉吉3について、34ページからの資料でご説明させていただきます。1として除外後の計画用途につきましては太陽光発電設備でございます。除外の理由につきましては、そちらに記載してあるとおりでございます。協議地は、倉吉市○○○○○○○○○○○○○○○○他3筆、合計1,552㎡。所有者は○○○の○○○○でございます。3番の協議地の概要ということで、施設の設置者は○○○○○○○の○○○○○○○でございます。関係機関との調整状況につきましては35ページ5番、6番のとおりでございます。それから、市町村長の考え方につきましては、36ページの別紙のとおりでございます、農振の除外5要件についてそれぞれ記載されており、いずれも要件を満たしております。

続きます、協議番号 倉吉4でございますが、41ページでございます。除外後の計画用途はクヌギの植林でございます。協議地は、○○○○○○○○○○○他1筆。所有者は○○○○○○○の○○○○。2筆で4,002㎡でございます。施設の設置者も本人でございます。こちらと同じように、42ページに関係機関との調整状況、43ページに市町村長の考え方ということで記載されておまして、要件を満たしていると考えます。

33ページに戻っていただきまして、こちらを農地区分及び許可基準に当てはめると、まず倉吉3の太陽光発電の方は、農地区分は、小集団の生産力の低い農地ということで第2種農地。許可基準につきましては、代替地なしで、転用見込みが有りと判断しております。倉吉4につきましては、○○○○の植林ですが、こちらも小集団の生産力の低い農地で第2種農地。許可基準につきましては、周辺農地に影響なしということで、許可が可能だと考えております。以上でございます。

議長 只今、農業振興地域整備計画の変更について説明がございました。何か皆様でご質問等ございましたら。はい、影山委員。

影山推進委員 関金の影山といいます。会長から前段、最適化推進委員は会議の議決権はございません。今回私は一緒になって会議を聞かせていただきまして、私だけがいつも発言すると、なんか申し訳ないような気しておりますけれども、ちょっと、農用地の除外の書き方と言いますか、捉え方と言いますか、ちょっと私なりに申し上げておきたいと思うんですけども、まず、○○さんの年齢が書いてないということなんですけども、本人からの申請が、除外の理由ということで書いてございます。36ページにも必要かつ適当な要件ということで書いてありますが、文章がずっと同じものです。最後に、具体的な転用計画もあることから必要と考えるとなっておりますが、この検討のところが必要な除外の理由を受

けて、こう考えて、適当と考えるということでございまして、母と二人で耕作しているが、本人が何歳ぐらいなのか年齢が不明だということ。それから、たくさん土地を持っていて作付けがとても多いと書いてありますが、現在作付けしている面積がいくらか。あるいは、何を作付けしているのか。そういったものがなくて、要するに、確かにそうだと思いますけれども、算段をするのにそういう具合に受けて、そういう状態で、実際できるのかということ、要は、受けて、そういう具合の判断に持って行くべきじゃないかなと僕は思ったんですが、これは私なりの意見でございしますが、もしそういうように受けとったらそのように持って行ったらどうかなという意見です。以上です。

議 長 今日の会議、農林課の担当の中嶋さんが来ておりますので、説明をしてください。〇〇〇〇さんについて。経営規模とか。そのために来てもらっただけ。

農林課 除外後の計画の理由と必要かつ適当な要件のところと同じようなことになりまして、申請者さんから聞き取りをしたことを理由に挙げております。土地の面積とか何を作付けしているのかといった詳細部分までは聞き取りをしておらず、こちらでも台帳とかでも調べたりするんですけど、特に、そこまで詳しいことはあげてないので、今後必要でしたら、今後聞き取り調査をしようかと思えます。

議 長 影山委員、詳しいことはわからんようで、年齢は70歳です。農業をしております。春は田植えの受託作業をやっておりますし、秋は刈取りの受託作業をして、自分とこの集落にある作業場で乾燥も糶摺りもして、出荷しとります。そういう人です。よろしいですか。それから、自分も水田を持って、作付けしとります。

影山推進委員 今回、これということではなくて、要するに、この説明を裏付けるものの要件が、説明があった方がええではないかということです。ただそれだけです。その判断に至ったものが、これだと、そう言っただけが妥当だというように書いてあるわけだけど、その妥当とする根拠は何かというのが書いてあった方がいいではないかと。ただそれだけです。以上です。

議 長 妥当だっっちゃうのはどういうことかちゅうのが書いてほしいということですね。次からの件について、農林課でちゃんとするようにして貰いますので、良いですか。

農林課 はい。

議 長 では、今日のこの件はこれでということで、先に進めさせていただきます。どうもご苦労さんでした。

議長 続きまして、議案第22号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定についてお諮りいたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 それでは、農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定についてということで、ご説明させていただきます。別紙で「下限面積について」という資料をお配りしていると思いますので、ご覧いただけたらと思います。それではまず、農地法第3条第1項について記載させていただいております。農地に関する権利設定または権利の移転について、農業委員会の許可を得なければいけないという規定でございます。次に、農地法第3条第2項第5号で、いわゆる下限面積について規定がされております。太字にしておりますが、北海道を除く都府県は50aが法定の基準となっております。5反です。倉吉でも、5反より下げているところがございますが、50aの後の括弧書きの部分です。農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定めることができるということでございます。これが、いわゆる、50a、5反より少ない下限面積を設定している根拠でございます。この農林水産省令という部分ですが、裏面をご覧ください。農地法施行規則第17条にこの基準が規定されておまして、まず、第1項第2号の部分で、設定しようとする下限面積以下の農家がおおむね100分の40を下らないように算定されるものということが、まず、1項で規定されております。次に第2項で、2項の1号、2号、いずれにも該当する場合は、先ほどの1項の規定にかかわらず適当な面積を定めることができるとされております。まず、2項の1号では、適当な利用を図る必要がある農地が相当程度存在すること。2号では、小規模農家が増加することによって農業上の支障がないこと。このいずれもを満たせば、1項の100分の40を下らないようにというのに関係なく下限面積が設定できるようになっております。それから、もう一度表に戻ってもらって、参考で下の方に農地法施行令第6条第3項、特に第3号を載せております。これは、本日の3条の申請でもあったんですけど、下限面積を満たしてなくても取得できる場合ということで、この1号2号3号があります。特に、今回の3条、〇〇の案件でもあったのが、3号の「その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地につき、当該隣接する農地を現に耕作している者が権利を取得する場合」ということで、やっております。以上、簡単ですけど、下限面積について説明させていただきました。

それでは、議案に戻っていただきまして、48ページをご覧いただきたいと思います。農業委員会が毎年下限面積を、別段の面積を設定または修正することを審議するようになっておまして、今年度、一度、お諮りさせていただいたんですけども、見直しを総務委員会で検討するというので、再度検討させていただきまして、今回、48ページのとおり見直しを提案させていただきたいと思います。根拠につきましては49ページ。先ほど説明させていただきました、施行規則17条第1項の検討でございます。真ん中から少し右側に太枠

で困っておりますけども、現行下限面積以下の割合というところがございます。ここが先ほどの、100分の40を下ってはいけないということで、現行では、ちょっと色が薄くなってる部分ですけれども、西郷、上井、倉吉、それから北谷、上小鴨、山守、南谷が100分の40を下っているところでございます。逆に言えばここは下限面積を上げる必要があるという状況になっております。それから、次の50ページをご覧くださいまして、今回こちらで、先程の施行規則第17条第2項を検討させていただいております。ちょっと、今までのとは違う形で地区を、上北条・西郷ですとか、上井・倉吉ですとか、複数の地区をまとめさせていただいておりますが、それによって、一番右の二つの欄です。遊休農地がそれぞれの地区に相当程度存在するということが認められますので、表の一番下に書いてありますが、黒丸のところ、17条1項で言う100分の40を下回っていますが、各地区に相当程度の遊休農地が存在すると認められるということと、それから、全地区において下限面積を下げることにより農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断するというので、総務委員会で、こういった内容で協議させていただきまして、今回、全地区について引き下げをしたいと思っております。戻っていただきまして、48ページのとおりでございます。まず、上北条・西郷地区につきましては20a。続きまして、上井・倉吉地区については10a。それから、灘手・社・北谷・高城地区は30a。小鴨地区は20a。上小鴨地区は30a。それから、関金の山守・南谷・矢送は40aということで、変更をさせていただきたいと思っておりますので、ご審議をお願いします。

議 長

只今、詳しく説明がございましたが、下限面積の件でございますが、かねてから私もちょっと気になっと思って、農地を取得したいだけでも下限面積の関係で取得できないというようなことも聞いておりました、でない、農地がそのまま投げられちゃうと。親戚の人が甥に向かって、もうよう作らんけ作ってごせと。やるけと言われても面積が足らんけ貰っても登記もできんし、投げときゃ荒れちゃうしなんとかならんかいなというのが私の聞いた意見があつて、ほんで、ここで見直しをしたほうがいいかなということで、総務委員会にお諮りいたしまして、ここに今発表があったような下限面積の設定をしたわけでございます。それにつきまして、皆さんのご意見・ご質問等がございましたら。よろしいですか。

(はいの声)

議 長

異議がないようでございますので、下限面積につきましては、提案のとおり承認をさせていただきます。いつから。

事務局

承認いただいてありがとうございます。これから、これを告示したりして決定したいと思うんですが、施行時期はいつからにさせていただきますか。

議 長

9月1日がいいかな。

- 事務局 9月1日でよろしいでしょうか。じゃあ、9月1日の施行できるようにさせていただきます。ありがとうございます。
- 議長 それでは、9月1日より施行ということでございますので、よろしくお願ひします。
- 8番 ちょっと意見を言わせてもらっていいでしょうか。法人をやっとりまして、自分の持つ土地を法人に出してしまつと。と、水田が、かなりになるんですけど、所有面積が足らんってなつて農地を買うとかそんな時には、借りて30になるとか40になるとかいう仕掛けをしながら土地を取得した経緯があるんですけど、やっぱり、その辺はやむを得ん。そういうことで買えんと。そういう手続きをして30なら30になるような形にして土地を買ってもらふようなことしかできんわけですか。
- 議長 下限面積だけどがにもならんわな。一応、そういうことがあつて、40から30に下げたと。30aに下げた点である程度緩和してくるから、少しでも面積が少なくなるから、今までみたいに借りた土地を含めて3反あればいいというような形でいかんとどがにもならんじゃないかなと思います。
- 8番 灘手の津原のへんは特に耕地整理が済んでない10a未満の何畝みたいな畑、たまたま道路付きがええ場所だけは作つとられるけど、ちょっと奥に入つたらもう作つてもらえん。隣の人に作つてもらふのがええだろうなと思うんですけど、そんなつたら、その面積、ちょこつと買つてもらふには、その人らもみんな田んぼは、ほとんど出しちゃつとるけ、持つとる畑の面積でやりかけると、ぎりぎりみたいな人が多くて、なんとかこの人の畑、田んぼをあんた買ったげないとか作つたげないなという仕掛けは難しいつちゆうことかな。
- 議長 結局、組合に提供しちやつとると、そういう個人の面積がなくなつちゃうんだ。だけ、買えんつちゆうことだ。なかなか3反ないと。畑寄せても3反ならんと。そういう組合に提供しちやつとる場合もある。所有面積が足らんだ。
- 8番 そういうことです。そういうこともあるつちゆうことを。
- 議長 実際は自分のもんだけども、出しちやつとる。一時的に返してもらつてする方法しかないだが。だけ、1反でも少なくなつたけ、ちつたあ楽になつたでないか。
- 8番 そういうことですね。そういうふうに解釈します。
- 議長 こうやつて全体的に下げてなんとかそういう具合に土地が流れるようなことをせんと、遊休農地、荒れ放題で荒廢農地を投げとくわけにならんもんで、ちつとこがな方法を取つてみたです。他にございませんか。はい、鐵本委員。

11番

11番 鐵本です。一つは、農地の下限面積ってしたのは、農業せん人が、なら持っていいかというようなぶい投げになっちゃやせんかというようなことで下限面積が設定してあるじゃないかということが委員会の中でありまして、そういっても、世間での今の情勢もありますし、今、これでやってみて不都合があればまた見直ししよいなということで結論が出ましたんで、これが最終結論じゃなくて、やってみた上で、どうもこれは、逆に面積増やした方がいいじゃないかとかいう問題が出りゃ、委員会として協議したらということがありましたんで、ちょっと報告がてら。

議長

全国的にみると、28%ぐらいがどんどん下げとるみたいです。極端に言うると1畝ってところがあります。1畝持っとれば買える。よその県の市街地でそういうところもあります。それで極力、ここにあるように上井とか倉吉については下げて10aに落といたということなんです。これでやってみて、さっき委員長が言いましたように、とりあえずこれでやってみようかということなんです。よろしいですか。

(はいの声)

議長

それでは、以上で議事は終結といたします。

(6) その他

議長

日程(6)その他の項に入りたいと思います。(1)農地法第4条の規定による許可を必要としない届出について。隅主任からお願いします。

事務局

それでは、別冊―その他報告・連絡事項―の資料をご覧ください。資料の2ページでございます。(1)農地法第4条の規定による許可を必要としない届出書につきまして、①として、〇〇の〇〇〇〇さんの農舎を記載しております。届出地、位置図につきましては以下記載のとおりでございます。既存の農舎に隣接する形で新規の農舎を建築されるものです。②が〇〇の〇〇〇〇さんの農機具用倉庫(ハウス)でございます。届出地、位置図については以下のとおりでございます。

続けて、4ページからの(2)農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書についても説明させていただきます。①届出者は中部総合事務所長。河川砂防課でございます。転用目的は、大立下谷川火山砂防工事に伴う土砂仮置き場および資材置き場等でございます。請負業者は〇〇〇〇 〇〇でございます。届出地、位置図等は以下のとおりでございます。②は倉吉市の建設課の工事でございます。大立の単県斜面崩壊復旧工事で、こちらも届出地や位置図は以下記載のとおりです。それから、6ページ③でございますが、中部総合事務所維持管理課の工事でございます。すでに届出のありました穴沢の工事の期間の延長の届出があったものです。5月31日までとなっておりましたが、6月1日から9月30日まで延長させていただきたいということでございます。以上です。

評価委員会の設置について要綱を制定しております。その他、15ページから18ページには同様に、農地利用最適化推進委員に関する根拠法令の抜粋を記載しておりますのでご確認お願いいたします。

議 長 以上でこちらからの議案の提案は終わりましたけれども、皆さんからその他で。はい、隅主任。

事務局 一つ、ご報告をさせていただきます。農地法第18条第1項関係でございます。平成29年の第9回、12月の農業委員会でご審議いただきました、〇〇〇〇〇〇の賃貸借の解除の案件でございます。大変長い時間がかかりましたけれども、県から回答と言いますか、処分が届きまして、内容につきましては却下ということで、却下の理由につきましては、区画整理の換地の時の状況やその後の耕作がされてない状況から考えて、少なくとも今現在、賃貸借契約はないものと判断されたため、賃貸借契約がないものの解除の許可も不許可もないということで、却下ということで通知が来ております。今後、転用を見込んでの解除の申請でしたので、これから転用の申請が出てくるものと思われま

議 長 こないだ事務局とも協議しただけど、農地台帳の賃貸借の記載の消去については、保留っちゅうことにしときましようか。農業委員会で、皆さんで相談したら、ちょっと待たいやってことで。いいかな、それで。

(はいの声)

11番 5月22日に農業会議の役員推薦会議って、何か役員を改正するようなことがあったんでしょうか。

議 長 説明します。実は、6月22日に農業会議通常総会が鳥取でございまして、その時に、任期満了に伴う会長、副会長、監事の互選会がございまして、それで、こないだ5月22日はとりあえず監事と理事の推薦会議がありまして、東部では理事に智頭の小林会長。中部では私が今回新しく理事。西部では南部町の恩田会長が理事。そして、中央会の谷口会長が理事。北栄町の松本町長が理事。そして、今の上場会長、担い手機構の理事長が理事という、6名の理事でございまして。監事が新たに八頭町の横山会長。そして、中部からは三朝の山本会長が監事。西部からは米子の高西会長が監事ということでございまして、6名と3名ということで。そして、当日、この方たちが総会で承認された後に、別室で理事の互選会を開きまして、会長、副会長を決めます。そして、発表して決定ということになります。今、まだ、誰が会長、副会長というのは決まっておられません。というようなことでございます。よろしいですか。

他に皆さんで何か。はい、河本委員。

10番 私、今、永年小作に関する土地のあれで3件ほど係わっておるんです。それが、倉吉の農業委員会は永年小作の解約の時っちゅうか、そういうふうないろんな事例がありますけど、無条件で返しますという場合もありますし、金何ぼ

か出しゃ返すとか、そういうのもありますんで、倉吉の見解っちゅうのを。交渉のしようがないんです。一つ例を挙げると、地主が区画整理した田を返すと。そのかわり賦課金を払った分を出せと。返される方ももう耕作する設備も何もないですし、金だけはくれと言われた。それで、非常に困っちゃうんです。

議 長 それは、払っとる人が承諾して自分が払ったでしょ。だけ、それを戻せっちゅうことは言えません。それはおかしいことです。

10番 そういう形で個人交渉。私は、無条件で返すっちゅうんだったら無いよという話をしたんですけど、直接話をして。

 20年耕作してなかったら無条件で解約であれだという例というか、見解というか、そういうふうな形が出せれんかなと。

議 長 今から10何年前か、私がまだ農業委員になる前だっただけど、連絡があつて、いわゆる、水田がバイパスで買い上げになったと。たかが4畝ほどの田んぼ。それを、耕作者は別な地区の人で作った。地主は北谷地区の人だと。耕作者は高城の人。そこで揉めたわけだ。四分六だ。六分ごせと。それで、わしが当時、道路の関係で地区の協議会長をしとったもんだから、用地買収の件も話しとった時だったもんで、そんな四分六だ、当時、五分五分っちゅう話があった。そしたら今度は農業委員会から電話が掛かってきて、どがにいいいな。農業委員会のしよる時でなかったかな。ちょっと聞かせごせと。いや、五分五分って話で進んどるみたいだけど、どがなかいな。農業委員会としてはどうのこの言えんっちゅうわけだ。四分六とか、五分五分が正しいとか。あとは本人同士の話だと。当事者同士で話せえっちゅうことで、結局、ちょっと私が入ったもんだだけ、五分五分で半分半分。そういう経過がありました。それは基盤整備してないところだけな。農業振興地域外。そういうこともあって、だけ、一概に農業委員会が、じゃあ五分五分にしなさいとか、四分六にしなさいちゅうようなことは言えんで。立場じゃないで。

8番 だけど、今のはたぶん久米水田の田んぼになるかな。

10番 もあるし、畑もある。

8番 そこでやる、換地するときにはそういうのはほとんど清算するときには決めてやっとするはずだけどな。それまだ残ったまんまみたいになつとるか。

議 長 だけど、今見たら、例の、あれ、もともとあそこにあつたもんだか。

10番 近辺にあつた。

議 長 あつたか。ほんで、小作者と一緒に作つとるけれども、借りて。耕作しとらんだが。打っちゃ投げ打っちゃ投げ。何十年も。それで今、問題になつとる。

で、わしが聞いたけ、本人と話をして、清算して買うなら買えよと。逆に買えって言ったただ。わずかな金額で清算しちゃえや。作らずに投げとって、小作だ永年小作だ言ったって通用せんわいなと言ってやった。まあ、そんなんは地元の委員さんに任せるけ。また、それはちょっと、ここでどうのこうの言える立場じゃないで。よそでもそういうことがあったら教えてください。

4 番 永代小作なんて言葉が今でもあるだかい。

議 長 昔は永代小作だなんだってずっとあっただわ。昭和30年代、40年代の後半ぐらいまであったいな。だけど50年代後半からはなくなってきとる。基盤整備しちゃって。ところが、今の場合は、基盤整備した田んぼをそのまま小作者に作らせて、小作者、耕作者が賦課金を払ってきとるだ。ずっと。そいでちょっとおかしいだわ。地主が払って、小作料貰って作らしとるならええだけ。小作料貰わずに賦課金払とる。ちょっとそこはややこしいとこが。また、それは検討しましょう。いろいろと。他にありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでしたら、これをもちまして今日の定例会を閉会といたします。

— 午後2時55分 閉 会 —